

非核三原則と核密約論議

～反核と核の傘のはざま～

外交防衛委員会調査室 おかどめ やすふみ
岡留 康文

非核三原則は、我が国防衛政策の基本の一つとして、長く掲げられ、菅内閣を含め歴代内閣は同原則を堅持する旨表明している。しかしながら、米軍による在日米軍基地への核持込みや核搭載艦船の我が国領海通過と我が国への寄港を認めた密約が存在するなどの疑惑が度々報道され、同原則の形骸化を指摘する意見もある。昨年9月に就任した岡田外務大臣は、核密約を含む4つの密約について調査を行い、本年3月に報告書を公表した。

本稿では、非核三原則の確立の経緯、核密約調査等に関する論議を取り上げてみたい。

1. 非核三原則の確立の経緯

非核三原則とは、我が国が史上唯一の被爆国であるとの事実等に基づいてとられている、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」とする重要な基本政策をいう。昭和42（1967）年12月の佐藤栄作内閣総理大臣（当時、以下同じ。）答弁及び昭和46（1971）年11月の衆議院本会議決議により確立した。行政府の方針と国会（＝国民）の意思が相まって国是として確立したといえよう¹。

しかし、非核三原則の個々の原則は、昭和30年代前半には、政府の方針として確立していた。

（1）「持たず」、「作らず」

「持たず」「作らず」については、昭和30（1955）年12月に議員立法により制定された「原子力基本法」の審査時にその起源を見ることができる。この年の前年には、米国の水爆実験により第五福竜丸がビキニ環礁で被爆し、日本国内では反核兵器の機運が高まっていた時期でもある。

同法第2条は、原子力の研究、開発、利用を平和の目的に限っている。この「平和の目的」の趣旨について、発議者の一人である中曽根康弘衆議院議員は、「（日本の）国防目的のためにそれを使うべきではない」「原子燃料を使って人間を殺傷するための武器は別である」と答弁し、同法により、核兵器の製造・使用が禁止されることを確認した²。

同法案は、与党の自由民主党と野党第一党の日本社会党の共同提案であったため、「持たず」「作らず」の二つの原則について、与野党の合意が形成されたともいえよう。当然

1 核兵器不拡散条約（NPT）の採決の際に採択された委員会決議（昭和51年4月27日の衆議院外務委員会及び同年5月21日の参議院外務委員会）において、「…三原則が国是として確立されている」と言及しているほか、歴代総理の多くが「国是」の表現を用いている（最近では、鳩山総理（第174回国会参議院予算委員会会議録第16号17頁（平22.3.24）））。

2 第23回国会参議院商工委員会会議録第5号7～8頁（昭30.12.15）

のことがら法律となっているため、この解釈に政府も拘束される。

その後、岸信介総理は、昭和 32 (1957) 年 2 月、原子兵器 (=核兵器) は保有しないとの方針を表明した³。更に同総理は、翌 33 年 4 月、防衛的性格の核兵器の保有は憲法上禁止されないとの解釈をとりつつも「政策としていかなる核兵器も持たない」ことを明言した⁴。

また、我が国が昭和 51 (1976) 年に批准した核兵器不拡散条約 (NPT) では、日本など非核兵器国による核兵器の受領や製造・取得を禁止しており、原子力基本法とともに、現行法制度 (国際法及び国内法) 上は、我が国における核兵器の製造及び保有は、全面的に禁止されている。以後、非核三原則の議論は、「持ち込ませず」が中心となった。

(2) 「持ち込ませず」

昭和 30 (1955) 年 5 月、衆議院予算委員会において、核兵器は国際法で禁止されていないから、(旧) 安保条約で米国に基地を提供したことにより、米国は核兵器を自由に持ち込めるのではないかと質された。重光葵外務大臣は、「必ず日本と協議されると解釈している」と答弁したが⁵、質疑者は納得せず、米側に確認をとるよう強く求めた。これを受けて、同外務大臣は、同月 31 日、アリソン駐日米大使と会談し、「米軍は日本において原爆を保有していない」「原爆を持ち込む場合は日本の承諾が必要」ということを確認した⁶ (重光・アリソン口頭了解)。

その後、同口頭了解は、昭和 35 (1960) 年 1 月 19 日付けの「(現日米安保) 条約第六条の実施に関する交換公文」(「岸・ハーター交換公文」) 及び「藤山・マッカーサー口頭了解」によりその趣旨が引き継がれた。

「岸・ハーター交換公文」は、当時の総理と国務長官による交換公文で、米軍が日本の基地を使用するに当たり、在日米軍の「配置における重要な変更」「装備における重要な変更」「わが国から行われる戦闘作戦行動」の三項目のいずれかに該当する場合、事前に日本側と協議することを定めている。「藤山・マッカーサー口頭了解」⁷は、それらの具体例を挙げており、「装備における重要な変更」に該当するものとして、核弾頭及び中・長距離ミサイルの持込み並びにそれらの基地の建設を挙げている。これまで事前協議は一度

3 第 26 回国会衆議院予算委員会議録第 3 号 3 頁 (昭 32. 2. 8)

4 第 28 回国会参議院内閣委員会議録第 30 号 18 頁 (昭 33. 4. 18)

5 第 22 回国会衆議院予算委員会議録第 19 号 24 頁 (昭 30. 5. 25)

6 第 22 回国会衆議院外務委員会議録第 27 号 43 頁 (昭 30. 7. 6)。ただし、平成 22 年 3 月の『いわゆる「密約」問題に関する有識者委員会報告書』では、そうした合意は存在しなかったとしている (同報告書 35 頁の注 43)。なお、外務省は、当時の詳細な記録が残っていないとして、当否の判断を避けている (第 106 回国会閉会後参議院決算委員会議録第 1 号 32 頁 (昭 61. 8. 22))。

7 当時の外相と駐日大使による口頭了解で、当初は文書化されていなかった。その後国会側の要求で、昭和 43 年 4 月 25 日、政府は文書化し国会に提出した。さらに国会側の要求で、昭和 50 年 3 月 26 日、その内容で異存がない旨米側の確認を得たとされる (第 75 回国会衆議院内閣委員会議録第 10 号 14 頁 (昭 50. 3. 28))。しかし、平成 22 年 3 月に外務省が公表した密約関連の文書 (昭和 50 年 3 月 19 日付け『事前協議問題に関する宮沢大臣ホドソン米大使会談要旨』) によれば、日本側から、その内容について異議を唱えないよう要請したことが明らかになった (『いわゆる「密約」問題に関する有識者委員会報告書』39 頁の注 63 を参照)。

も行われていないが、政府は、仮に核の持込みについて事前協議があれば常に「ノー」と返事するとしている⁸。さらに政府は、我が国が危急存亡の危機に直面した場合であっても、米国の核持込みは認めないとしている⁹。

また、岸総理は、昭和35年4月、衆議院日米安保条約特別委員会において、「日本は核装備をしない、また、核兵器の持込みを認めないということは、政府が国会を通じて内外に明らかにしておる」「今回それを確保するために、事前協議の交換公文を作った」とも発言している¹⁰。

なお、核搭載艦船の我が国領海の通過については、政府は、いわゆる安保国会当時から、そのような通過が一般国際法上の無害通航に該当する場合には事前協議の対象にならないとの見解を示していた¹¹。その後、昭和43(1968)年の国会において領海条約の審議が行われた際、国会における論議、当時政府が政策として打ち出した非核三原則等を踏まえて、一般国際法上の無害通航制度について改めて検討した結果、政府は、核搭載外国軍艦の我が国領海の通過は無害通航とは認めないとの考え方を昭和43年4月17日の衆議院外務委員会において政府統一見解として明らかにした¹²。この統一見解以降は、核搭載艦船の我が国領海通過は、無害通航に該当せず、核の持込みという観点から事前協議の対象となるものとされている¹³。政府は領海条約に代わる国連海洋法条約の下でも核搭載艦船の我が国領海通過は無害通航に該当しないとの立場をとっており¹⁴、事前協議の対象となるとの解釈をとっている。

(3)「非核三原則」の包括的確認

このように、非核三原則のそれぞれの考えは昭和30年代前半には形成されていたが、非核三原則と呼称されるようになったのは、昭和40年代前半になる¹⁵。

昭和42(1967)年5月、増田甲子七防衛庁長官は、参議院内閣委員会において、政府の主張している「持ち込ませず」の法的根拠を質され、「政府の方針として核兵器は製造せず、保有せず、持ち込まずというきびしい方針を岸内閣以来堅持している」と、岸内閣を起源とする三原則を確認した¹⁶。

さらに、同年12月の衆議院予算委員会において、佐藤栄作総理は、小笠原復帰問題に

8 例えば、第51回国会参議院予算委員会会議録第7号28頁(昭41.2.22)

9 例えば、第75回国会衆議院本会議録第19号6頁(昭50.5.6)。岡田外務大臣も有事の際の例外措置について、そのときの政権が判断するとしている(第174回国会衆議院外務委員会会議録第5号7頁(平22.3.17))。

10 第34回国会衆議院日米安全保障条約等特別委員会会議録第20号8頁(昭35.4.19)

11 第34回国会衆議院日米安全保障条約等特別委員会会議録第29号20～21頁(昭35.5.6)

12 第58回国会衆議院外務委員会会議録第12号17頁(昭43.4.17)

13 第74回国会参議院内閣委員会会議録第4号2頁(昭49.12.25)、核搭載艦船の我が国領海内通過に対するライシャワー発言に関する質問に対する答弁書(内閣衆質94第39号、昭56.5.29)

14 第136回国会参議院外務委員会会議録第14号8頁(平8.6.7)

15 40年代前半という時期は、日米安保条約の一応の期限(45年)が控えていたこと、ベトナム戦争のエスカレーションや朝鮮半島における緊張激化を背景とする米原子力潜水艦や空母エンタープライズの日本寄港が相次いだこと、沖縄返還のめどがついたことなどが、核論議を高める大きな要因となっていたとの分析がある(木村修三「核論議の高まりと国民の核意識」『立法と調査』32号(昭44.5)1～2頁)。

16 第55回国会参議院内閣委員会会議録第9号7頁(昭42.5.18)

関連して、「私どもは核の三原則、核を製造せず、核を持たない、持込みを許さない、これははっきり言っている」と発言し、「非核三原則」が政府の方針であることを改めて表明した¹⁷。

(4) 「核四政策」における「非核三原則」の位置づけ

佐藤総理は、翌昭和 43 (1968) 年 1 月の施政方針演説において、最初に核問題を取り上げ、「持たず」「持ち込ませず」を改めて表明した。1 月 30 日の衆議院本会議において、与党議員から日本の核政策について問われ、「第一は、核兵器の開発は行わない、持込みも許さない、また保持しない。いわゆる非核三原則である」と発言し、続いて第二は核軍縮、第三は米国の核抑止力への依存、第四は核エネルギーの平和利用であるとし、いわゆる「核四政策」の一つとして非核三原則があることを表明した¹⁸。核四政策は、核兵器に対する否定的立場の表明である非核三原則の意義を相対的に薄くし、その肯定的立場を示す核抑止力の比重を高めるねらいがあったとの見方もされている¹⁹。被爆体験を起源とする「非核三原則」と「米国の核抑止力 (核の傘)」に依存せざるを得ない我が国政府の現実的な政策の表明であったとも思われる²⁰。

(5) 国会決議

昭和 46 (1971) 年 11 月 24 日、沖縄返還協定の委員会強行採決をめぐる混乱の收拾策の一つとして、衆議院本会議において、「非核兵器並びに沖縄米軍基地縮小に関する決議案」が自民・公明・民社の 3 党から共同提案され、全会一致 (社会・共産は欠席) で可決された。その決議の中で「政府は、核兵器を持たず、作らず、持ち込まさずの非核三原則を遵守するとともに、沖縄返還時に適切なる手段をもって、核が沖縄に存在しないこと、ならびに返還後も核を持ち込ませないことを明らかにする措置をとるべきである。」と言及している。同決議採択を受け、佐藤総理は、「政府として非核三原則を遵守する旨改めて厳粛に声明する」と発言した²¹。この 10 日ほど前、同総理は「国会で決議するには及ばない」と発言しており²²、妥協の産物とはいえ、かなり重いものとなったといえよう。

2. 日本への核の持込み疑惑

外国の軍隊による我が国領域内への核兵器の持込みは、憲法上禁止されていないが、

17 第 57 回国会衆議院予算委員会議録第 2 号 18 頁 (昭 42. 12. 11)

18 第 58 回国会衆議院本会議録第 3 号 11 頁 (昭 43. 1. 30)

19 櫻川明巧「日本の軍縮外交—非核三原則と核抑止力のはざま—」『国際政治』80 号 (1985. 10) 66 頁

20 この方針は、既に昭和 41 年 4 月 16 日付けの外務省見解『日米安保条約の問題点について』に見られる。

同見解は、同年 2 月の下田外務事務次官の「日本は核の傘に入って日本の安全保障を維持するという考えを持つべきではない。日本はまだ米国の核の傘の中にはいってはいない」との記者会見での発言(『朝日新聞』(昭 41. 2. 18))をめぐる国会論議を経て出されたもので、米国の核の傘に入ることと核兵器の持込みを認めないことが矛盾しないことを表明している。

21 第 67 回国会衆議院本会議録第 18 号 20 頁 (昭 46. 11. 24)

22 第 67 回国会衆議院沖縄返還協定特別委員会議録第 5 号 28 頁 (昭 46. 11. 15)

「持ち込ませず」との方針により、すべて認めず、米国についても安保条約に基づき核持込みの事前協議がなされた場合には、これを拒否することとしている。

しかし、米軍による核兵器の持込み疑惑が、昭和 30 年代から、度々報じられ、その都度、政府は、米国が核を持ち込む場合(寄港・領海通過を含む)には事前協議を行うこととなっており、事前協議がない以上、核の持込みはないとの答弁を繰り返している²³。他方、米国は核兵器の存在について肯定も否定もしない政策(NDNC政策)をとっており、持込みに関する不信感はぬぐわれていない。それらの疑惑の中には、米軍による核持込みについて日米間に密約が存在することを示唆するものもあった。

ここでは、代表的な 2 つの疑惑について紹介する。

(1) ラロック証言

昭和 49(1974)年 9 月 10 日、米両院原子力合同委員会の軍事利用小委員会において、退役海軍少将のラロック氏が、核兵器が搭載可能な米軍の空母、フリゲート艦、駆逐艦等には、経験上、核を搭載しており、日本などに寄港する際に、核兵器を降ろすことはしない旨の証言を行ったことが、同年 10 月初旬に公表された²⁴。これに関連して、米国では、核の通過を認める日米政府間の密約があるとの報道がなされた²⁵。

ラロック証言をめぐり国会では激しい議論が行われた。与野党とも核の存否を米側に問い合わせ、国民の不信を解消する努力が必要であると主張した²⁶。米政府は、10 月 12 日、①米政府は核兵器に対する日本国民の特殊な感情を理解し、日本政府の核政策に背かない、②日米安保条約に基づく事前協議に当たり、日本政府の意思に反して行動しない、などの制約を遵守し、引き続き誠実に守る、③ラロック発言は一私人によってなされたもので、米政府の見解を代表するものではない、との公式見解を覚書の形で日本政府に伝達した²⁷。

木村俊夫外務大臣は、日米安保条約は日米間の信頼にその基本的な基盤を置いており、事前協議がない限り核持込みはない、また、秘密協定は口頭、文書とも一切ない旨の答弁を行った²⁸。

(2) ライシャワー発言

昭和 56(1981)年 5 月 17 日、ライシャワー元駐日大使(任期：昭和 36 年 3 月 29 日～41 年 8 月 19 日)が新聞社のインタビューの中で、①核の「持込み」(introduction)とは、日本の領土内に核兵器を陸揚げし、あるいは貯蔵することを指している、②米艦船や航空機が日本領海・領空を通過すること(transit)は持込みとは全く別の問題であり、日本政府の政策に反するものではない。この点に関する日米両政府間の口頭了解が私の大使就任

23 例えば、第 94 回国会参議院外務委員会会議録第 9 号 4 頁(昭 56. 5. 21)

24 『朝日新聞』(昭 49. 10. 7)

25 『朝日新聞』(昭 49. 10. 14)

26 国会は閉会中であつたが、衆議院外務委員会(10 月 14 日)、同決算委員会(10 月 16 日)、参議院外務委員会(10 月 18 日)が開催された。

27 『朝日新聞』夕刊(昭 49. 10. 12)

28 第 73 回国会閉衆議院外務委員会会議録第 4 号 11 頁及び 2 頁(昭 49. 10. 14)

前にできている、③核搭載艦船（戦略ミサイル搭載原子力潜水艦を除く）の寄港は「持込み」に当たらない、④私の大使在任中に、大平外務大臣に一度、口頭了解に基づいた見解を示すよう申し入れたことがある、等の発言を行った²⁹。

これまで政府は、核持込みは事前協議の対象であるが、米国から事前協議がない以上、核の持込みはなく、そのことについて米国を信頼するとの立場を貫いてきた。しかし、ライシャワー発言は、核搭載艦船の寄港という形で核持込みが日常的に行われていた疑念を生じせしめ、「持ち込ませず」の虚構性が取りざたされた。

こうした事態に対し、園田直外務大臣は、マンズフィールド駐日大使と会談し、ラロック証言の際に表明された米政府の見解は、現在でも変わっていないことを確認した³⁰。

政府は、「イントロダクション」と「持込み」に意味上の違いはなく、核の持込みに「寄港」が入ることは、事前協議制度創設時からそのような解釈を取っており³¹、そのことは昭和 50（1975）年 3 月に米側に確認してあるとした³²。また、政府は核搭載艦の通過が事前協議の対象であることを取り上げた文書は存在しないが³³、寄港や通過を事前協議の対象外とする口頭了解も存在しないと答弁した³⁴。

野党側は、核搭載艦船の寄港が核持込みであることを明確に確認するための対米交渉を再三要求した。園田外務大臣は、非核三原則をめぐる意見にはその廃止、維持（堅持）、強化という三つがあると分析し、「現段階では、いままでどおりやっていった方が無難であり、将来はだんだんうまくやっていく」³⁵、「いまの状態を必死に守ることが最適であり、将来はこれをだんだん締めてかたくしていくが、それをいまやるとやぶからへびを出すおそれがある」³⁶、「（「へびを出す」とは）核持込み問題をきちんとする必要があるなら、いまのような事態にやることはかえっていけないという意味である」³⁷などと述べ、再交渉に消極姿勢を示しながら非核三原則の堅持を強調した。

3. 核密約文書をめぐる最近の論議

ライシャワー氏が言及した日米間の口頭了解（＝核密約）については、その存在を示す米側の公文書が開示されていた（例えば、昭和 35（1960）年 1 月の『討議記録』の草案や昭和 38（1963）年 4 月のライシャワー大使発ラスク國務長官宛電報（大平外務大臣との会談）など）。

日本側においても、平成 21（2009）年 6 月、村田良平元外務事務次官が、通信社に対し、密約の存在を認める発言をしていることが明らかになった。

29 『毎日新聞』（昭 56. 5. 18）

30 第 94 回国会衆議院本会議録第 27 号 6 頁（昭 56. 5. 22）

31 第 34 回国会衆議院日米安全保障条約等特別委員会議録第 20 号 13 頁（昭 35. 4. 19）

32 第 94 回国会衆議院内閣委員会議録第 14 号 14 頁（昭 56. 5. 21）

33 第 94 回国会参議院外務委員会議録第 9 号 8～9 頁（昭 56. 5. 21）

34 第 94 回国会衆議院本会議録第 27 号 6 頁（昭 56. 5. 22）

35 第 94 回国会衆議院外務委員会内閣委員会安全保障特別委員会連合審査会議録第 1 号 9 頁（昭 56. 5. 29）

36 第 94 回国会衆議院外務委員会内閣委員会安全保障特別委員会連合審査会議録第 1 号 16 頁（昭 56. 5. 29）

37 第 94 回国会参議院外務委員会内閣委員会安全保障特別委員会連合審査会議録第 1 号 45 頁（昭 56. 6. 1）

これまで密約問題が報じられても、政府は、密約は存在しない、日米間の合意は、岸・ハーター交換公文及び藤山・マッカーサー口頭了解がすべてである、との見解を繰り返し述べ、村田元次官の発言の際も、中曽根弘文外務大臣は、同様の見解を述べた後、元次官に確認する必要はないと答弁した³⁸。

また、この密約のほか、沖縄返還交渉時（昭和 44（1969）年）に、緊急時に沖縄への核持込みを容認する「佐藤・ニクソン密約」が存在するとの報道もあった。政府はこの密約の存在についても否定していたが、密約交渉を実際に行ったとされる若泉敬元京都産業大学教授及びキッシンジャー元大統領特別補佐官がそれぞれの回顧録で密約の存在を明らかにしている³⁹。

昨年の政権交代後、岡田外務大臣は、上記 2 点を含む 4 点の「密約」について、外務事務次官に調査を命じ、その調査結果を有識者会議に検証させ、本年 3 月に報告書を公表した。

（１）外務省及び有識者委員会の調査

岡田外務大臣は、就任した昨年 9 月 16 日、外務事務次官に対し、① 1960 年 1 月の安保条約改定時の、核持込みに関する「密約」、② 1960 年 1 月の安保条約改定時の、朝鮮半島有事の際の戦闘作戦行動に関する「密約」、③ 1972 年の沖縄返還時の、有事の際の核持込みに関する「密約」、④ 1972 年の沖縄返還時の、原状回復補償費の肩代わりに関する「密約」、の 4 つのいわゆる「密約」⁴⁰ について、外務省内に存在する原資料を徹底的に調査し、同年 11 月末を目処に調査結果を報告するよう命じた（核に関するものは①と③である）。

これらの密約については、米国政府の公表資料等を根拠に、国会でも度々取り上げられていた。上記①～③は事前協議に関わる問題であるが、政府は安保条約のもとにおける事前協議に関しては、いかなる密約も存在しないと⁴¹、また、④についても、沖縄返還に際する支払に関する日米間の合意は、沖縄返還協定がすべてである、と否定していた⁴²。

外務省は、事務次官の下に大臣官房審議官をヘッドとして約 15 人のチームを立ち上げ調査に当たらせた。同年 11 月、同チームから報告書（以下「内部報告書」という。）が提出され⁴³、岡田外務大臣は、同 11 月 27 日、『いわゆる「密約」問題に関する有識者委員

38 第 171 回国会参議院外交防衛委員会会議録第 24 号 8 頁(平 21. 7. 7)

39 若泉敬『他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス』（文藝春秋、平 6. 5）404～481 頁、ヘンリー・A・キッシンジャー『キッシンジャー秘録第 2 巻激動のインドシナ』（小学館、昭 55. 2）37～39 頁

40 核密約以外の②と④の密約の概要は以下のとおり。②は安保条約改定交渉において、朝鮮半島有事における米軍の戦闘作戦行動を事前協議なしに認めること等を内容とする非公表の文書（いわゆる「岸ミニット」又は「朝鮮覚書」）が存在するのではないかというもの。④は沖縄返還交渉の最終局面において、沖縄返還協定において米国政府が自発的に支払うべきこととなっている土地の原状回復補償費 400 万ドルを日本側が肩代わりすることを内容とする非公表の文書（「議論の要約」）が作成されたのではないかというもの。

41 例えば、第 149 回国会閉参議院決算委員会会議録第 2 号 31 頁(平 12. 8. 30)

42 例えば、1971 年沖縄返還協定を巡る日米密約に関する質問に対する答弁書(内閣衆質 164 第 62 号、平 18. 2. 21)

43 同報告書は、平成 22 年 3 月 9 日の有識者委員会の報告書と同時に公表された。

会』(座長：北岡伸一東京大学教授。以下「有識者委員会」という。)を設置し、内部報告書の内容を精査し、平成 22 (2010) 年 1 月中旬を目途に、4 つのいわゆる「密約」の存否・内容に関する検証に加え、判明した事実に基づき、当時の時代背景を踏まえた歴史的な評価を含む報告書を外務大臣に提出するよう求めた。有識者委員会は、予定より約 1 月半遅れて、22 年 3 月 9 日に報告書を提出・公表した⁴⁴。

今回の調査を行った理由について質された岡田外務大臣は、外交に対する国民の理解、信頼は極めて重要であるが、密約については歴代の総理や外務大臣がその存在を否定しても、米国の情報公開等であるらしいと国民が思っているような状況があり、それを早く解消しなければならないと考えたからであると説明した⁴⁵。

4 つの密約に関わった岸総理、佐藤総理について岡田外務大臣は、相当苦渋の決断をし、ある意味評価しているとする一方で、その後の政権が 4 つの密約を今日まで引きずったのは怠慢だったと言われても仕方がない、と厳しい評価をした⁴⁶。

2 つの報告書の位置付けについて岡田外務大臣は、内部報告書は、約 2 か月かけて外務省にある文書を徹底的に調査して出てきた事実を書いたもので、推論はないが⁴⁷、有識者委員会の報告書は、資料に基づいて、ヒアリングなども加えて、専門家としての見識で、場合によっては推論なども行った上で、結論を出したものであり、尊重しなければならないと思っている、外務省が一つ一つについて具体的にコメントするというよりは、有識者の結果として受けとめ、これからもいろいろな方がいろいろな検証をされて議論が深まっていくことを歓迎したいと答えた⁴⁸。

外交における密約の必要性について岡田外務大臣は、外交上表に出せないことは状況によっては認めざるを得ないが、明らかにそれと違うことを公言することは問題であるとの認識を示した。⁴⁹

(2) 安保条約改定時の核密約

安保条約改定時の核密約(上記①)とは、安保条約改定交渉において、「討議の記録」という非公表の文書が作成され、これが核搭載艦船の寄港等について事前協議の対象から除外する日米間の秘密の了解となっていたのではないかというものである。

有識者委員会の報告書は、「討議の記録」の存在を認定したものの、それを密約の証拠と見ることは困難である、核搭載艦船の寄港等を事前協議の対象外とする米国政府と対象とする日本政府の解釈が異なっていたが、日米間の解釈の違いについて深追いしないという暗黙の合意という広義(=文書化されていない)の密約が存在していた、としている。

日米の解釈の違いはその後も解消されていないが、今後も核搭載艦が入港する可能性に

44 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/mitsuyaku.html>

45 第 174 回国会衆議院外務委員会議録第 5 号 1 頁(平 22. 3. 17)

46 第 174 回国会参議院予算委員会議録第 10 号 20 頁(平 22. 3. 11)

47 第 174 回国会衆議院外務委員会議録第 5 号 3 頁(平 22. 3. 17)

48 第 174 回国会衆議院安全保障委員会議録第 2 号 16 頁(平 22. 3. 11)

49 第 174 回国会衆議院外務委員会議録第 12 号 12 頁(平 22. 4. 14)

ついて国会で質された。岡田外務大臣は、米国の91年及び94年の核政策の変更により、戦術核については艦船及び航空機に積むことはないとして、そのような政策を前提にする限り、具体的に核が持ち込まれることはない⁵⁰、戦略核を搭載した潜水艦については外形的に確認でき、そもそも日本の近海には普通はいないと答弁した⁵¹。また、91年以前については、一時寄港という形で日本に入った可能性もあると答弁した⁵²。さらに同大臣は、非核三原則は鳩山内閣は堅持するが、日本自身の安全にかかわるような重大な局面においては、そのときの政権がぎりぎりの判断をすべきことであるとの見解を明らかにした⁵³。

(3) 沖縄返還時の核密約

沖縄返還時の核密約(上記③)とは、沖縄返還後に緊急事態が生じ、米国政府が核兵器を沖縄へ再び持ち込むことについて事前協議を提起する場合、日本側はこれを承認とするとの内容の秘密の合意議事録が、佐藤・ニクソン両首脳間で作成されたのではないかというものである。

有識者委員会の報告書は、合意議事録は、外務省のファイルからは発見されなかったが、佐藤元総理宅に保管されており、同文書は、朝鮮有事の際の対応を例外(核の持込みを認める)とするものであるが、佐藤総理の考えや保管方法から合意議事録の内容が後の内閣を拘束しないことや、内容的に佐藤・ニクソン共同声明(昭44(1969)年11月21日)⁵⁴を大きく超える負担を約束するものでなく、密約とは言えない、としている。

この結論については、岡田外務大臣、東郷和彦元外務省条約局長、坂元一哉大阪大学教授(有識者委員会メンバー)等から異論が出されている。

岡田外務大臣は、共同声明と合意議事録が内容的に余り意味は変わらないというのはかなり議論がある、また、後の内閣を拘束しないということに関しては、両首脳が役職に就いている間は拘束力があつたのではないかという見方もあるとの見解を示した⁵⁵。

東郷元局長は、共同声明第8項は事前協議において核持込みの要請があつた場合の日本側の対応はイエスもノーもあり得ると解釈していたが⁵⁶、合意議事録は要請があれば必ず核を認めるとある、総理が大統領に約束したものであり、それが国民に伏せられていたので、密約といえとした⁵⁷。

坂元教授は、委員会のメンバー間でさまざまな議論があり、自身も、報告書の当該部分の執筆者と同じ見解ではないとした上で、佐藤政権下では効力を持っていたことをどう考

50 第174回国会衆議院安全保障委員会議録第2号5頁(平22.3.11)

51 第174回国会参議院予算委員会議録第10号20頁(平22.3.11)

52 第174回国会参議院予算委員会議録第10号20頁(平22.3.11)

53 第174回国会衆議院外務委員会議録第5号12～13頁(平22.3.17)

54 第8項には「総理大臣は、核兵器に対する日本国民の特殊な感情およびこれを背景とする日本政府の政策について詳細に説明した。これに対し、大統領は、深い理解を示し、日米安保条約の事前協議制度に関する米国政府の立場を害することなく、沖縄の返還を、右の日本政府の政策に背馳しないよう実施する旨を総理大臣に確約した。」と記述されている。

55 第174回国会衆議院外務委員会議録第5号3頁(平22.3.17)

56 第94回国会参議院外務委員会内閣委員会安全保障特別委員会連合審査会議録第1号38頁(昭56.6.1)

57 第174回国会衆議院外務委員会議録第6号10頁(平22.3.19)

えるか、米側でどのように引き継がれているのか不明であるとした⁵⁸。

なお、岡田外務大臣は、6月15日の記者会見において、当該密約は「少なくとも今や有効でない」ことを3月の報告書公表前に米国政府と確認したことを明らかにした⁵⁹。

*

不平等との批判のあった旧安保条約の改定と沖縄の返還問題を進めるため、時の指導者が被爆体験を起源とする非核三原則（いわば「反核」）と米国の核抑止力（核の傘）のはざままで、苦渋の決断をしたあとが見受けられた。我が国周辺の不安定な安全保障環境を鑑みれば、核の持込み問題が再燃する可能性は残っている。鳩山政権時に日米両政府間の拡大抑止の協議が開始されたが、非核三原則との整合性をどのようにとって協議を進めていくのか、注目されるところである。

58 第174回国会衆議院外務委員会議録第9号10～11頁（平22.4.2）

59 http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/gaisho/g_1006.html#6